

公益認定等委員会だより



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



目次

- P.2
令和2年度「法人との対話」について
- P.3
立入検査に際しての新型コロナウイルス感染予防に関するお願い
- P.4
公益認定申請・法人運営相談等について

《お知らせ》

令和2年9月16日、菅義偉内閣が発足し、公益法人制度については西村康稔内閣府特命担当大臣の担当となりました。

令和2年度「法人との対話」について

公益認定等委員会においては、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として、国民・市民のための公益の増進の在り方を、公益法人をはじめとする法人の関係者と共に考え続け、その成果を広く発信する「法人との対話」を推進しています。

例年は、公益法人等の関係者と対面し、相互に情報発信や意見交換を行い、意思疎通を図る活動を行っておりますが、今年度は、具体的な開催の可否、時期、回数については、新型コロナウイルス感染症の状況を見て判断することとしています。

(参考) 今年度の「法人との対話」活動予定

https://www.koeki-info.go.jp/commission/pdf/20200618_houjin_taiwa.pdf

1. 法人関係者との対話：「ラウンドテーブル」

公益の増進に向け、国民・市民の立場や思いに配慮することが大切であるという認識の下、互いに意識の共有に努めるため、公益認定等委員会の委員と公益法人等の関係者が率直な意見交換を行います。

2. 法人訪問

公益法人の活動実態についての理解を深めるため、公益認定等委員会の委員が公益法人を訪問し、当該法人の活動状況の視察や意見交換を行います。

3. 法人向け相談会・セミナー等の開催

・テーマ別セミナーの開催

公益法人の運営について、法人の関心が高いと思われるテーマを取り上げたセミナーを例年開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、開催を見合わせることにしています。

なお、開催が決まった場合には、「公益法人information」及び「内閣府 公益法人メールマガジン」等でご案内します。

・公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会の開催

公益認定申請、公益目的支出計画の実施及び公益法人の運営に関し、内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)が個別に対応します(無料)。

「公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会」

開催予定(令和2年9月時点)

※ 会場では換気・手指消毒剤の設置など新型コロナウイルス感染症予防に努めておりますが、参加される皆様にもマスク着用等のご協力をお願いいたします。

当面の開催予定

- ・ 9月30日(水) 東京第3回(エッサム神田ホール)
- ・ 10月12日(月) 大阪第1回(大阪科学技術センター)

これ以降の開催の予定につきましては、詳細が決まり次第、「公益法人information」及び「内閣府 公益法人メールマガジン」のほか、本相談会の運営事業を受託している(公財)公益法人協会のHP等で随時ご案内してまいります。

※ 個別相談と併せて、初任者の方や制度の基本を再確認したい方を対象として、公益法人制度の基本事項、機関運営、財務基準及び業務運営に関して内閣府職員が説明する「簡易セミナー」については、テーマ別セミナーと同様に当面の間、開催を見合わせております。

立入検査に際しての新型コロナウイルス感染予防に関するお願い

内閣府では、新型コロナウイルス感染予防対策を行った上で、立入検査を実施しております。御理解と御協力をお願いします。

1. 基本的な感染症対策

検査に立ち会われる方は、「マスクの着用」「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」などをお願いします。

2. 「三つの密」の回避

会場での「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるため、次の事項に御配慮ください。

- (1) 座席の配置は対角又は横並びにして、できるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を確保し、これが困難な場合は、可能な限り対面を避ける。
- (2) 窓や扉を開けるなどして、こまめに換気する。
- (3) 検査に立ち会われる方は必要最小限とし、該当箇所以外の御担当の方は、別室等でお待ちいただく。

3. 体調不良時の対応

- (1) 検査に立ち会われる方は、必ず、当日の事前に体温・健康状態を御確認ください。体調不良の症状が見られるため検査に支障を来すときは、その旨を検査担当職員に御連絡ください。
- (2) 検査中に体調不良の症状が現れた場合は、その旨を直ちに検査担当職員にお知らせください。

※ 立入検査後2週間以内に、検査に立ち会われた方に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに御連絡願います。

※ 念のためですが、上記の「三つの密」の回避が難しい場合の延期や体調不良時の対応は、立入検査通知書「6 その他 (2)過料」記載の「検査を拒み、妨げ、若しくは忌避」することには該当しません。

検査担当職員も、次のとおり対応します。

- (1) 「マスクの着用」「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染症対策を講じます。
 - (2) 必ず、当日の事前に体温・健康状態を確認します。体調不良の症状が見られるため検査に支障を来すときは、検査を中止することとし、その旨を速やかに御連絡します。
 - (3) 検査中に体調不良の症状が現れ、検査に支障を来すときは、検査を中止します。
- ※ 立入検査後2週間以内に、検査担当職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに御連絡します。

【参考】

○「感染症の拡大防止に向けた『新しい生活様式』の実践等について」など
公益法人informationの「新型コロナウイルス感染症への対応」欄

(<https://www.koeki-info.go.jp/>)

○「オフィスにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

(令和2年5月14日一般社団法人日本経済団体連合会)

(<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html>)

公益認定申請・法人運営相談等について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、こちらへ

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口 窓口相談 《要事前申込》 電話相談

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。9月末から10月上旬にかけて、11月分の予約を受け付けます。

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

公益informationトップページ⇒「窓口相談」

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

電話 03-5403-9526
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri.h7a@cao.go.jp

公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています。今後の開催予定は下記のとおりです。※1法人につき1時間程度《要事前申込》

・10月12日（月） 大阪第1回：大阪市 大阪科学技術センター

（詳細は、公益informationトップページ⇒「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」）
11月以降の開催については、詳細が決まり次第、公益法人information等でお知らせいたします。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト 「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>) について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。
トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

 内閣府公益法人 Facebook
 内閣府公益法人 Twitter
 内閣府公益法人 メールマガジン

活動紹介を希望する公益法人を募集しています

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555

4 本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典の引用をお願いいたします。